

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	日野町
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.shiga-hino.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=2941

執行機関名 日野町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	重度の心身障害の状態にある老人等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(母子家庭の母等、父子家庭の父等)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年日野町条例第22号)別表第1 町長の項事務の欄 重度の心身障害の状態にある老人等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	日野町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(昭和58年日野町告示第3号)第1条および第2条第1項第2号
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、重度の心身障害の状態にある老人等が医療等を受け、一部負担金を負担することとなる場合において、町長がこれらの者に対して福祉施策として福祉助成費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。 (助成対象者) 第2条 福祉助成費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) (略) (2) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条に定める者のうち、日野町福祉医療費助成条例(昭和48年日野町条例第29号。以下「条例」という。)第2条第5号に規定する母子家庭の母等または同条第5号に規定する父子家庭の父等に該当するもの
⑦独自利用事務の関連規範		日野町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(昭和58年日野町告示第3号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	日野町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(昭和58年日野町告示第3号)第2条、第3条、第4条の2および第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	福祉助成費の助成を受けることができる重度心身障害老人等福祉助成券の交付等の申請等および助成の額の審査に関する事務(母子家庭の母等、父子家庭の父等)

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	日野町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(昭和58年日野町告示第3号)第3条第2項および第4項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	助成券の交付等の申請等に係る者等の道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	日野町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(昭和58年日野町告示第3号)第2条第1項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報	助成券の交付等の申請等に係る者の児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

備考	
----	--